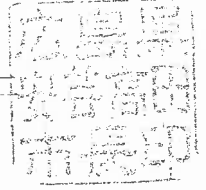


令和3年11月8日

総務文教常任委員長 山根 温子 様

安芸高田市長 石丸 伸二



所管事務調査の申し入れに係る適正な事務の確保について

地方自治法第109条第2項による所管事務調査の申し入れに係る手続について、令和3年11月5日の協議結果に基づき、貴委員会における協議及び検討結果の早急な報告を依頼します。

については、市政における課題の解決及び公正な職務の執行のため、適正な対応をお願いします。